

2004 年度 新エネ利用特措法検証委員会 第 2 回会合 議事録

- 日時：2005年2月22日（火）14:00～16:30
- 場所：参議院議員会館第1会議室（東京・永田町）
- 議事次第
 - (1)本委員会の目的・狙いなどの説明（GEN）
 - (2)各セクターからの報告
 - ・新エネ利用特措法の実施についての現時点での最新の進捗状況
（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室室長・安居徹氏）
 - ・新エネルギーの売電等に関する自治体アンケート調査結果（GEN）
 - ・上記 2 件の報告についての簡単な質疑応答
 - (3)新エネ利用特措法見直し検討タスクチーム提言書「自然エネルギー拡大のための政策・制度の提案」の発表・説明（GEN）
 - (4)タスクチーム参加の事業者からのコメント
 - (5)質疑応答・議論
 - (6)まとめ（GEN）
- 当日配布資料一覧（ホームページ別枠に掲載）
 - 趣旨・進行案（GEN）
 - 参加予定者リスト（GEN）
 - 新エネ利用特措法見直し検討タスクチーム提言書「自然エネルギー拡大のための政策」（GEN）
 - 新エネ利用特措法見直し検討タスクチーム提言書「自然エネルギー拡大のための政策＜要旨＞」（GEN）
 - RPS認定の新エネルギーの売電等に関する自治体アンケート調査結果（GEN）
 - RPS法の施行状況について（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室）
- 議事録
 - （注1：以下すべて敬称略です）
 - （注2：当日配布資料の説明は、基本的に、詳細を略し配布資料参照とさせていただきます）

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・時間になったので、2004 年度第 2 回検証委員会を始めさせて頂く。ディスカッションの時間を長く取りたいので、早速始めたい。最初に配布資料の説明をさせて頂く。
- ・早速だが本委員会の目的・狙いなどについての説明ということで、「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク（GEN）の畑の方から説明する。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

配布資料：新エネ利用特措法見直し検討タスクチーム提言書＜要旨＞

（詳細略、詳しくは上記配布資料を参照のこと）

- ・GEN の運営委員・事務局を務めている畑と申します。まず本委員会の狙い・目的を説明させて頂く。最初の第一章に、背景と目的が書いてある。これが今日の会合の狙い・目的となるものである。
- ・私たち GEN は、自然エネルギーからの電力を固定価格で買い取ることを実現するため活動している。日本では、2003 年の 4 月から、電気事業者による新エネルギー等利用に関する特別措置法、私たちは新エネ利用特措法と略しているが、通称 RPS 法が施行されている。この法律について、様々な問題点が各方面から指摘されているのが現状。
- ・この法律には施行後 3 年を経過した場合に必要な応じて検討・見直しを行うという条項がある。将来の自然エネルギーの普及のため、それを早めに行う必要がある。そのために私たちは、市民や NGO だけでなく、自然エネルギーに関わる事業者と協力しタスクチームを設け、先んじて検討・見直しを行ってきた。4 回にわたるタスクチームを開催し様々な議論を重ね、今回の提言書を提案するに至った。
- ・この提言書は、GEN が責任を持ち提案するものである。諸処意見はあると思うが、これをベースに自然エネルギーの普及を加速させる政策制度にむけ、これからの活動をしていく予定である。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・最初に、タイムスケジュールの確認をさせて頂く。これから約 10 分程度、資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用促進室室長の安居さんからお話頂き、次に GEN の自治体に対するアンケート報告を 5 分ほど紹介する。その後、新エネ室長に対する質問と GEN アンケートに関する質問を 5 分ほど取らせて頂く。
- ・次に、私たちの提言書についての説明を、代表の飯田から 20 分ほど報告し、その後、提言書をまとめる母体となったタスクチームに参加頂いた事業者の方から、それぞれ 3 ～ 4 分程度発言頂く。その後 1 時間ほど議論する予定である。

安居 徹（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室室長）

配布資料：RPS 法の施行状況について

（詳細略、詳しくは上記配布資料を参照のこと）

- ・資源エネルギー庁 RPS 室長の安居です。平成 16 年度の実績は今年の 6 ～ 7 月にまとめられるが、その中間報告という形でまとめている。
- ・まず初めに、平成 15 年度末における RPS 法認定設備、及び平成 17 年度 2 月 1 日現在の RPS 認定設備の状況を書いている。比べてみると、現時点で認定設備が 70 万 kW 増え、風力が約 20 万 kW、太陽光も 20 万 kW、バイオマス発電設備が 30 万 kW 増えてきている。
- ・次に、裏面の「新エネルギー等電気相当量記録量」の所は、テクニカルで非常に解かりにくいので説明する。1 月末で、RPS の相当量（証書部分）についての記録量は約 10 億 kWh あると書いている。これは、義務量 36 億 kWh に対して、10 億 kWh しか達成していない、ということではない。昨年度（平成 15 年度）もそうであったように、年度途中で帳簿上で相当量として記録しないで（相当量化しないで）、年度末に電気と相当量をまとめて消化するためである。これは特に売買を考えず全て義務達成に充てることを予定している場合は、年度途中で相当量化する必要がないからであ

る。従って、36 億 kWh に対して現在どのくらいの義務達成状況かということは、年度末に各義務者から報告を受けるまでは把握できないということである。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・続きまして、GEN の自治体アンケート調査結果について、GEN でインターンをしている洞口から紹介してもらう。

洞口 夢生（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク インターン）

配布資料：RPS 認定の新エネルギーの売電等に関する自治体アンケート調査結果

（詳細略、詳しくは上記配布資料を参照のこと）

- ・今回アンケートを担当しました、GEN インターンの洞口です。GEN では今年の 1 月に、バイオマス・小水力発電において RPS 認定を受けている全国 99 自治体に、新エネ利用特措法の施行前・施行後で電力会社との契約にあった変化について、アンケート調査を行った。現在、61 自治体より回答があり、結果は別紙の通り。
- ・結果の要点をのべると、RPS 法の施行に伴い、電力会社から法に関する説明は十分であったと回答した自治体は 5 割、不十分と回答した自治体は 3 割、その他、経済産業省からの説明を受けた等の回答が 2 割であった。また、法の施行に伴い新たに発生した RPS クレジットに関して、全ての自治体で電気と分けた契約をしておらず、従来の契約を継続した電気・RPS クレジット一括の契約が主である。
- ・その理由としては、電気と RPS クレジットを別々に契約できると認識していなかった、市場の動向・価格の実態などの RPS クレジット市場に関する情報がなかったために検討することができなかった等と各自治体が答えている。また新潟市役所や京都市役所のように、契約に際し一括契約のみが提示され、その選択肢もなかったと回答した自治体もあり。以上。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・非常に急いでご報告頂いたが、二人の発言内容についての質問等あるか。もし、事実確認的な質問がなければ、後は後のディスカッションで。
- ・続いて、私たちがまとめた提言書について、GEN の代表の飯田の方から紹介する。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

配布資料：新エネ利用特措法見直し検討タスクチーム提言書

（詳細略、詳しくは上記配布資料を参照のこと）

- ・この提言書は、昨年末以降、開かれた場である検証委員会を少し休んで、特に事業者の方、市民事業者、NPO の方々とディスカッションを繰り返してきた。その結果をまとめたものである。
- ・全体で 19 項目から成っている。最初に全体的な提言が一つ、法の骨格に関わる提言が 2 番から 7 番、法に密接に関わる取引市場の構成と改善が 8 番から 12 番、法の周辺制度に関わる提言が 13 番から 19 番、計 19 項目である。現時点の方向を取りまとめたものであり、今後拡充・変更する可能性がある。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・私ども GEN は今回提言書を提案したが、もともと自然エネルギー促進の法律の作成のために自然エネルギー議員促進連盟の方々と協力し、様々な働きかけを行ってきた。
- ・議員連盟で熱心に活動し、また民主党で自然エネルギーの勉強会等を立ち上げる等の中心的な役割を担ってきた、民主党の金田さんよりコメントを頂きたい。

金田 誠一（民主党 参議院議員）

- ・民主党の金田です、よろしくお願い致します。超党派の議連において事務局次長を務めている。民主党の議連では、代表は鳩山由紀夫さんで、私は事務局を務めている。
- ・RPS 法ができてから、しばらく役所と様々な交渉してきたが、進展が見られず小休止していた。今日 NGO の頑張りを見て触発された。私たちも頑張っていきたい。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・続いてこの提言書を取りまとめるにあたり、クローズドなディスカッションを重ねてきた事業者の方々にも本日ご出席して頂いているので、是非コメントを頂きたい。

可児 浩一郎（日本風力発電協会 事務局長）

- ・日本風力発電協会の事務局長をしております可児です。
- ・RPS 法に関する提言をできるグループは、私の知る限り 3 つある。まずこの GEN、そして NEF（新エネルギー財団）の風力委員会、私ども日本風力発電協会である。それぞれ立場が非常に違う。
- ・風力発電協会は、風力発電に関わる企業集団であり、各社が風力発電等の新エネルギーに実際に触れてきた経験の中から、それを積み重ねて提言を行うという、比較的具体的かつ現実的なものになっている。
- ・GEN の提案は、それとは異なり高い理想を掲げており、そういう部分は良いと考えている。また、NEF の風力委員会は、これはこれでまた違った議論をしている。
- ・私自身この 3 つの団体の検討に関わり、様々な議論を聞いてきたが、それぞれに特徴があり、また長所・欠点がある。今回、GEN の提言に関してコメントは考えていない。これはこれで素晴らしい提言だと思っている。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ありがとうございました。続きまして、当時、風力発電事業者懇話会の方にいらっしゃった堀さんから、コメントを頂きたい。

堀 俊夫（株式会社グリーンパワーインベストメント）

- ・ご紹介に預かりました、堀です。1 月末をもって、ユーラスエナジーを退任し、風力事業者懇話会の一員でなくなっており発言する権利はないが、一緒に議論をしてきた立場から発言する。
- ・細かい各論については提言書にあり、あえて繰り返す必要はない。
- ・風力発電事業者懇話会は、風力発電の事業者が集まり議論をする場である。現在そこで何を感じるかというと、日本語で言う「お先真っ暗」である。おそらく 2006 年までは増えると思うが、現行

のままで行くとその先に風力発電の未来はあるのか、ということを我々は一番痛切に感じている。

- ・ご承知のように、風の吹く場所は日本でも結構あり、一般的に北海道、東北、九州である。ここでは各電力会社に色々な尽力があるが、これから先風力発電がどんどん事業化され売電契約されて行くかという、残念ながら、現状は上辺はあるが、明確にこうしようという電力会社は一社もない。
- ・それからこの 2 月 14 日、色々と開発努力をされてはいるが、四国電力から風力発電の系統に接続できる量は 200MW で締め切りだというアナウンスメントがあった。何故、電力会社がそのようなことを言わなければならないのか。その背景があると思う、この背景は電力会社だけでなく、また我々風力事業者の立場だけでもないだろう。
- ・この 2 月 16 日、京都議定書が発効して、日本もそれを達成しなければならない義務がある。例えばイギリスは 2010 年に 10%を自然エネルギーにしようとしている中、日本の目標は少ないのではないか。日本では残念ながらパワーを肌で感じられないのが一番の問題だと思う。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ありがとうございました。次にタスクチームでは主にバイオマスの立場からご参加頂いた、スリー・アイ・アソシエイツの井澤さんからコメント頂きたい。

井澤 勇（スリー・アイ・アソシエイツ 代表）

- ・私がこういう席で話すというのも何だが、バイオマスといっても農林水産省の管轄になるメタンの再利用等を企業にいてやってきた。自然エネルギーの政策と制度について何とかして行かなければと思っている。今回タスクチームに参加させてもらったが、自然エネルギー拡大の制度について発言するには、まだまだ勉強中である。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ありがとうございました。それではこれから質疑応答を始めたい。最初に、私たちの提言書以外への技術的な質問などから。発表の前にお名前とご所属を。

田中 正直（人類残り研究会）

- ・人類残り研究会の田中と申します。
- ・自然エネルギーに関しては昔から世界中で議論されていることだが、逆に一つ質問したい。原子力関係に対して 5000 億円の予算、補助金が毎年習慣で出ている。それに対して、自然エネルギーに関してはほんの少ししか出ていない。今日、会場は満員になると思っていたが、こんなに会場が空いている、国会議員は何人ここにいらっしゃるのか、関心の薄さがあると思う。
- ・私が思うに、自然エネルギーに関しては政治家が旗を振ってやるべき当然のことだ。これからは原子力がなくてもやって行ける。私が非常に不思議に思っているのが、自然エネルギーについて議員連盟ができて、一気に二百数十人ほどの国会議員の参加があった。間髪を入れず原発推進派に、一気に原子力基本法を作られてしまい、これからの日本は原子力でやっていくのだという風に言っている。それに対し、新エネルギーに関する援助が全然ない。これを直すためには、国民が立ち上がるべきだ。残念でならない。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ありがとうございました。少なくともここにいる方々は、自然エネルギーを推進しようという方々であり、先程の金田議員のように、自然エネルギーを推進しようとしている議員の方もいる。私たちももっと頑張っていきたい。
- ・他に質問がなければ、GEN 提言書に関する質問等に入りたい。まず口火として、資源エネルギー庁や電気事業者からお願いしたい。

安居 徹（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室室長）

- ・19 項目に渡るご提言ありがとうございました。政府としても今年の後半には、RPS 法の評価・検証を行っていくスケジュールだ。今回 GEN から一番先にまとめた意見を頂いたが、またこれからも各方面からの議論が増えていくと思われる。全 19 項目についてはまた別途話し合っていきたいが、気づいた点をいくつか述べる。
- ・まず初めに、固定価格制が良いかどうかについては 2 年前にも散々議論があり、その上で取りあえず RPS で行こうということで始まった。RPS 法は本来、新エネルギーを促進する目的で作られた法律なので、もし世間で言われているような「新エネ潰し法」だというのが本当で新エネ事業者が次々に潰れていくという事態になれば、それは固定価格制に変えていくという議論が起こってくるだろう。
- ・少なくとも 3 年後の見直しというが、法律はいつでも見直す機会はある。少なくとも 3 年後と法律に書かれている通り、今年の後半に見直しをする。その時点でそこまで極端に酷い状況ではなくても、来年・再来年と新エネがこれはまずいという状況になれば、当然、固定価格制という議論が出てくるだろう。
- ・法の目的に温暖化防止を明記せよとの意見だが、RPS 法は第一条に「もって環境の保全に寄与し」と書いてある。2～3 年前から RPS 価値とは何かという議論があり、当時 RPS の価値として 3 つの意義があるとされた。1 つは地球環境問題、特に地球温暖化問題（CO2 削減）への貢献、次はエネルギーセキュリティすなわち純国産エネルギーという点、最後は経済産業省らしいが、新しい産業を育成するという意義。今考えると他にも地域に関する役割等色々あるかもしれないが、大きな意義はその 3 つであるとされる。
- ・目的に地球温暖化防止を特記し、地球温暖化防止だと言い切ってしまうと、CO2 対策としては新エネはコスト高であるという認識が逆に強まるのではないかと、という懸念を我々は持っている。京都議定書が発効しそれに対応する CO2 削減対策としてコストを考えると、2010 年 122 億 kWh を全て RPS で調達したとすると、RPS 価値が 8 円として、全体で 1000 億円強のコスト負担となる。この 1000 億円を温暖化対策としては、新エネに投資するか、もしくは省エネに投資するのか、あるいは CO2 排出権や CDM にするのか、選択肢がある。新エネは CO2 削減策としては他に比べて非常にコスト高となっている。従って、法の目的を CO2 削減・地球温暖化だけだと言い切るのは戦略上得策ではないと思う。
- ・次いで、上限価格・下限価格に関して述べる。上限価格は現在 11 円となっている。RPS 法は、電気事業者に対し義務を課す法律なので、事故があった場合など 11 円という高い値段でしか買えないという状況では義務が達成できなくても仕方がないということで、翌年の義務量に持ち越すという整理をしている。下限価格を設けるということになると、「値段が低すぎて義務を履行できませ

んでした」ということは生じないので、お気持ちは分かるが、法律の趣旨からいって下限価格というものをどのように整理するのか頭を悩ます所である。

- ・既存・新設の取り扱いに関する議論だが、当時、新エネ部会で新しい法律を作る時には、新設の電源を対象に義務を課す制度をできないかという検討もあったが、法制局との議論を経る中で、新しい電源と古い電源を法の下に差別するのはいかなるものかという指摘が出てきた。政策とはこういうものであると当時説明したが、「法の下での平等」ということで新設も既設も同じに扱うという議論になり、そういう扱いになっている。もしこれから補助スキームの中でランニングコスト補助という制度が導入できるのであれば、既設・新設を分けた配慮をすることは可能だろう。
- ・ランニングコスト補助の考えに関しては、非常に役人的な発言をさせてもらえれば、「前例がない」ということだ。では「できないか」と言われると、「どうなのだろう」と首を傾げるところであり、読めるのか読めないのか法律などを現在勉強中である。ただ例えば 100 万円を、初期段階で 100 万円をドンと補助するものと、ランニングコスト補助として 10 年に分けて分割補助するのでは、どちらがファイナンスする側として有利かと聞くと、最初に 100 万円を融資した方がファイナンスしやすいですよ、と言われる。ランニング補助の意味がどういう所にあるかについてもう少し勉強させて頂きたい。
- ・RPS 取引市場の話に関しては、政府が別の法律を作って「RPS クレジットは市場を通して売買せよ」と言うことができるかということ、困難であろう。基本的には、そういった取引市場は、売りたい人・買いたい人、すなわち現在 RPS に関わっている取引当事者が、お互いのメリットのために自発的に作る形で出来るのが良いのではないかと。いかなる現状においては、買う側も売る側もかなりプレイヤーが限られていることから、市場を作るの意味がどれだけあって、プレイヤーの合意が得られるのかという疑問もある。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ありがとうございます。それぞれについて、こちらで答えをご用意できると思う。その他にご意見はないか。電力会社はいかがか。

吉田 恵一（東京電力株式会社企画部調査グループ）

- ・提言を読ませて頂いて、何点か気づいたことを言わせて頂きたいと思う。
- ・改善案の 1・2・3 とともランニングに対する補助がキーになっていると思う。これについては、安居室長が言われたように、政府の制度上できるかどうかというのは一つの論点である。さらに、財源をどうするのか、きちんとした国民負担になるのか、ということを中心に議論頂きたいと思う。例えば、電気料金に上乗せする、電源特会（電源開発促進税）から支出する等の選択肢が考えられると思うが、いずれの場合も負担するのは、電力会社と PPS から電気を買われているお客様だけである。他方自家発電を利用しているお客様については、電力会社に料金を払ってもいないし、電促税も負担していない。系統の電気を利用しているお客様だけの負担で新エネに補助する政策を、「国民負担」として整理できるのか、基本的に「イコールフットイング」と言えるのか、疑問がある。そもそも RPS 法自体があくまで系統電気を対象としたものであり自家発電には義務付けがないという問題も合わせて、「公平な負担」という点から考えて頂きたいと思う。
- ・2 番目に法目的の問題について述べる。RPS 法が出来た時に電力会社内部でも何のための法律かと

いう議論があった。安居室長が言われたように、CO2削減のみのための法律としてしまうと、CDMプロジェクトや省エネルギーの方が桁一つくらい値段が安いために、何のためにRPS法を制定したのかという問題がある。また、新産業育成という目的という説明がされることもあるが、これに関しては、他産業の育成をなぜ電力会社の負担のみでやるのかという意見もあるということも申し添えたい。

- ・次に、これも重要な点として書かれている優先接続についてである。3つのどの案でも「優先接続／オープンアクセスを権利として確立する」と書かれている。買い取り料金については、この提言で具体的な解決の方向性が示されていると思うが、同じように、系統対策で生じる費用についても、その費用負担をどうするか、方向性を示して頂きたいと思う。皆さんご承知のように、当面RPSの目標値が低く抑えられているのは、追加的な系統対策の必要のない範囲で進めることになっているからである。その「系統対策の必要ない範囲」で進めていることから、ご指摘のある一部電力会社の受入枠や抽選の問題が生じている。確かにオープンアクセス／優先接続になれば、この問題はなくなるが、オープンアクセス／優先接続になった場合、系統の安定性をどう保つか、その場合のコスト負担をどうするか、その辺がこの提案では明確になっていないように思えるので、お考えを聞きたいと思う。
- ・次いで、「電源別」についてである。太陽光を強く念頭において、証書価値を何倍かにする、ランニング補助を厚くする等で伸ばしていくという考えが示されている。風力と太陽光ではコスト競争力に大きな違いがあるので、太陽光を伸ばすためには確かにこういう方策も考えられるが、他方RPSの法目的がCO2削減のみということであれば、風力でもいいし省エネでもCDMでも価値は同じということになる。コストの高い太陽光をどういう目的のため伸ばしていくかを明確にした方がよいと思う。
- ・最後に、現在のRPS法は系統に流れてくる新エネの電気利用を対象にした法律だと整理されている。新エネ導入目標の1910万klには電気と熱利用と両方が含まれ、電気は系統と自家発電を合わせ900万klとなっている。現RPS法はそのうちの系統電力の部分だけを規制する法律となっている。自家発電業者に網が掛かっておらず、自家消費分に関しては特に制度的な担保がない。またこの提言書にもあるように、熱分野における自然エネルギー普及方策も制度的に定まっていない。この辺については、代案がなくて大変恐縮ではあるが、全体的にどのようにして目標を達成していくかという議論をして頂ければと思う。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

- ・出来るだけフロアの人に議論して頂きたいので、安居室長と吉田さんと共通で出ていた課題の主なものについてだけ我々の考え方を述べさせて頂く。
- ・その前提として、前回の法策定の時も含め、今回の見直しに向けても、RPS室の方と公式・非公式に色々議論をさせて頂いた。前回の法策定の時は法律を作ることが優先され、一個一個のものが余りきちんと詰められなかったという印象を受けている。GENとして、その後情報公開をさせて頂き、例えば、目標量の経過調整率のカーブの根拠、小水力発電が1000kW以下に制限された理由、あるいは地熱が新技術のみに制限された理由などについて、一つとしてエビデンス（証拠）が残っていない。どこかにあるかもしれないが、少なくとも今の担当の方が探しても見当たらない。これは、本来であれば合理的な目的と理由があってそうになっていたはずであり、そのことを今日の時点で検

証して、それが合理的であれば正しい、合理的でなければ見直すということが出来るはずである。そういう面からも、前回の立法のプロセスは非常に乱暴なものであったと言える。今回は、こういった形も含めて、一個一個きちんと議論して行って、いろいろ詰めて行くプロセスをとって頂きたいと思うし、我々としても期待している。

- ・法の目的の所だが、我々としても「地球温暖化防止のためだけ」とするつもりはない、そのあたりは共通である。ただ実態として、地球温暖化対策としてという趣旨は弱い。法の第一条の「もって環境の保全に寄与し」という部分は最初はなかった。最終的に、省庁間協議で最後にぽこっと入ったものである。環境に関しては、目標値を定める際に環境大臣と協議するという規定のみで、消極的な環境省の役割になった。そういう省庁間のプロセスの結果として入っている。もちろん自然エネルギー対策と省エネ対策はコストとして平均 10 倍は違うということは、今の時点で常識的にあると思う。だから CO2 削減のためだけではないが、少なくとも CO2 削減の目的はそこに入っていることを 1 項目明記することは必要だ。例えばごみ発電は、バイオマス成分だけを対象としているが、付随してプラスチックと一緒に燃やす混焼に関しては、実は CO2 が増えたりする。そうすると、「バイオマス成分だけ対象にしているから CO2 削減になっている」と見ていいのかどうかというのも、詰めなければいけない点だ。そこで、定義の所に立ち返ってきて、RPS クレジットを CO2 削減価値とイコールだと見ることはないが、少なくとも RPS クレジットが内在する CO2 削減価値に関しては共通化して行く手順が踏まれるべきではないかと我々は思っている。従ってここでは、地球温暖化防止のため「だけ」ではないが、地球温暖化防止「も」目的に持つことを明記することが、省庁間の協力も含めて重要な要素だと思っている。
- ・また、ランニング補助に関しても共通して出てきたが、これは、恐らくできるのではないかと考えている。前例がなくても、それができるための色々なやり方があると思うので、ここは是非電力会社も交えて知恵を出し合って行きたいと思う。
- ・フィード・イン・タリフ（固定価格制）と RPS 法の枠組みの見直し問題についてだが、今の RPS 法はこのまま行くと皆が損をすると我々は考えている。今、全ての負担が電力会社にかかっているので、「 $1.35\% = 122 \text{ 億 kW}$ 」で仮に単価 5 円だとすると、600 億円が電力会社の負担になる。ということは当然電力会社としては、目標値を上げたくない。目標値を上げないと、日本の新エネの普及は進まないし、エネ庁としても「名」が取れない。結果として、新エネ市場は滞ってしまって、新エネ事業者も、ひいては環境保全・地球温暖化防止を願う国民も悲しい思いをする。なので、今度の法改正において、「ウィン・ウィン」ということで、国民も負担を分かち合い、高い目標値を設定して、それをお互いの痛みがなるべく少ない形で達成できるやり方を考えて行ければということで、まだ粗い叩き台ではあるが今回出させて頂いた。先程の優先接続の際の系統費用負担についても、電力会社に単に負担を押し付けるのではなく、負担がどれくらいあってそれをどう分かち合うかが全体として一番公共の利益に資するのかということで、いろいろなオプションを検討している。是非、皆さんで前向きな建設的な議論をして頂ければと思う。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・一つだけ安居さんに質問がある。RPS 法の見直しは「3 年後」だが、3 年に限らずに見直しはあるとおっしゃられたが、自然エネルギーの事業自体が壁に直面しているとか、今なかなか発展していないといった判断基準はどこで見るのか。

安居 徹（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室室長）

- ・判断基準はないが、いろいろ議論する中で、新エネ産業が育っているかということの評価しなければならないと思う。先程述べたのは、一つの分かりやすい例として、RPS法を作った後、新エネが全然普及しないし新エネ事業者がどんどん潰れている状況ならば、新エネを潰している法律だということになり当然見直しになろう、という話だ。今から4・5年経って行く中で、具体的な指標やチェック項目がある訳ではないが、新エネを潰す法律だということが本当であれば見直さなければならぬし、固定価格の方向を考える必要も出てくるであろう。将来を含めて端から固定価格制を否定することは考えていないという趣旨だ。繰り返しになるが、現時点において判断する指標があるかと言われれば、持ち合わせていない。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・今回の提言書は、様々な事業者の方々の意見を反映させて作らせて頂いており、始めの方に事業者からの見方・認識というの載せている。ここで、事業者の方からのご意見をお願いしたい。

可児 浩一郎（日本風力発電協会 事務局長）

- ・今現在施行後2年経ち、風力発電の値段の統計をとれば、特に大型プラントだとkW当たり15万円ぐらいでやられているはずである。これは実は異常な値段（安値）であり、風車メーカーも元請けも利益を取れていない。別にRPSだけが悪いと言っている訳ではないが、色々な競争であるとか、入札であるとか、RPSもその一つである様々な理由で、今異常な値段が横行している。
- ・これを阻止するには、基本的にはやはりFIT（固定価格制）という方法が一番良い。ただRPS法ができてしまった以上、その中でベストなものは何か。実は安居室長や皆様ともお話しさせて頂いているが、適正な値段はいくらなのかという問題があり、これはなかなか難しい。実際の具体例を考えていくと、今の時代に産業が健全に生きていくための値段というものがあると思う。それを考えると、現在RPS価値の下限価格がないという問題がある。電力会社が電気相当分を3円/kWhとか3円30銭でお買い上げになる。その中で多分東京電力にRPS価値を売ろうとすると「2円ですよ」と言われるかと思う。そうすると、電気価格と併せて5円ではどんなプロジェクトもできない。以前の電力会社の自主的な購入メニューの風力の値段の11円50銭というのはいい線行っていたと思う。私は本来12円50銭くらいが良いかなと思っている。やはりその辺まで持って行かないと、このままでは風力の場合もう撤退しようかと考えている事業者が山のようにいる。そういう危機の段階にあるからこそ私たちは必死である、撤退し始めたらもうお仕舞いである。

安居 徹（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室室長）

- ・これから義務量が上がっていくという中で、今の時点では、電気会社に2円と言われたら2円で売れないのだろうか、事業者としてはどうなのだろうか、そこを教えて頂ければと思う。

可児 浩一郎（日本風力発電協会 事務局長）

- ・RPS価値が2円ですと、（電気相当分と合わせた買い取り価格は）どう考えても5円台だ。これでは、まず融資のお金が借りられない。長期的なキャッシュフローが大赤字である。日本最強のユー

ラスエナジーは現在かなり安い値段で売っているが、その下で、風車メーカーと建設業者の方が悲鳴をあげている。健全なコスト分析というか、健全な価格レベルはいったいどこなのか、といった点を今私たちは一生懸命検討している。エネ庁も交えて行っている。それを見極めた上で、RPSの全体構造を少しいじってみるということを是非お願いしたいと思う。

堀 俊夫（株式会社グリーンパワーインベストメント）

- ・「市場メカニズム」と言ってしまうとそうかもしれないが、風力発電のマーケットに関して 2 つ言いたい。
- ・1 つ目は、日本の風力発電のマーケットはまだ非常に小さいということだ。つい最近弱電メーカーの社長が機械の値段を 4 分の 1 に下げると言っていたが、私は難しいと思う。ただし例えばテレビでもプラズマや液晶も最初は高いが、マーケットが大きくなると次第に安くなってくる。日本として太陽光や風力を国を挙げて育てるのだという方向性を示し、マーケットを大きくするという努力が、「市場メカニズム」と言う時には必要ではないかと思う。
- ・もう 1 点は、先程の点に関連するが、日本の風力・風は世界に比べて弱い。ユーラスエナジーはアメリカやヨーロッパなどで風力発電を行っているが、それと比べて日本の風は弱い。そうすると、資源に乏しい国として純国産エネルギーの自然エネルギーを増やそうとして、一旦リーズナブルな買取価格が設定されれば、自ずから市場原理は働く。それに対してあらゆる市場努力・技術革新が行われてゆき、風力も太陽光も増えていくと考えている。必ずしも固定価格制というものが市場メカニズムが働かないとは私は思わない。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・風力事業者も厳しいが、自治体の交渉の状況を見てみると、明らかな買い手市場としてマーケットとして成り立っていないと思える。その辺についてのコメント等はございませんか。

斉藤 純夫（出光興産株式会社）

- ・出光興産の斉藤です。私どもでは今、新エネルギーとしていろいろなもの特にバイオマスを検討している。現状の RPS 価値は、調べてみても分からない。今後 3 年後や 5 年後に RPS 価値がいくらになるか、例えば 4 円になる、2 円、あるいは 0 円に近づくという方もいらっしゃる、よく分からない。現状では RPS 価値なしの状態です事業採算性を組まなければならないという状況である。これでは、会社の上の方も説得できず、新エネというのは非常に怖いリスクなビジネスだと思われる。
- ・私どもとしては新エネをやって行きたいのだが、問題が多い。まず一つは、RPS 価値の価格が分からないため事業性が極めて低い。それと長期的にも、今の RPS 法では 2010 年以降の目標値が決まっていないため、発電所は 10 年 20 年と使っていくものなので目途が立たない。このように、現状の法制度の中では、新エネルギーをやって行くのは非常に厳しいビジネスだと感じる。その点で例えば、RPS 法において最低価格が例えば 4 円などと設定されるようになれば、チャレンジして行きたいと考えている。そういう検討が実際進めば良いと思う。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ありがとうございました。その他ご意見・コメントございますか。
- ・それでは、先程報告した GEN の自治体アンケートに関して、回答の中で電力会社への意見もあるので、このアンケートに関して東京電力からコメントをお願いしたい。

吉田 恵一（東京電力株式会社企画部調査グループ）

- ・アンケートを見させて頂き、気づいた点を述べる。アンケート調査の質問項目 3-1 の「RPS 法に関して電力会社からの十分な情報提供がされたか」という問いに対して、我が社のエリア内の自治体でも「不十分」とのお答えが幾つかあり、大変残念だったと思う。
- ・この制度を導入する際に、先程安居室長からもあったように、当初は RPS 法の対象は新規分のみに限るとの前提であったが、結局既存分も含むこととなった。その時に、電力会社としては、もともと既存の価格で事業採算が成り立っているのに、（RPS 価値の価格を上乗せして）価格が跳ね上がることは納得できないということがあった。それはともかくとして、現在の仕組みとしては、電気のみと RPS クレジットについては分離でも一体でも売買契約できる形となっている。
- ・初年度はまだ制度の趣旨が周知されていなかった面があったと思うが、現在 2 年目の終わりに近づき、周知の状況は良くなってきていると思う。東京電力としては RPS の目標量達成が厳しいので出来れば電気・新エネ相当量一括で売って頂きたいというのが本音であるが、分離で売りたいという自治体・事業者の方々がいれば、その希望に対応している。説明が不十分だとか対応に問題があるということがあれば、私にでも GEN を通してでも言って頂ければと思う。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・GEN のアンケート調査実施の際に、アンケート票が届いた頃に GEN 事務局に自治体からいくつか質問の電話があり、「RPS クレジットとは何ですか？」というものが複数あった。こちらから説明すると理解して頂いたが、要は、RPS クレジットと電気部分に分けられることが知られていなかったということだ。なお、このような質問をする自治体は一つではなくいくつか存在した。それには、自治体も今までと同じ契約ということで流れてしまったこともあったと思われるが、実際その辺が余り知られていないのだなと感じた。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・問題は知られていないこともそうだが、要は従前と契約内容が変わっていないということだ。アンケート項目の 3-2 や 4-1・4-2 を見ると、契約の変更の部分について、ほとんどは従来の契約条件から変更はなく、販売形態も RPS クレジット込みの電力販売ばかりである。
- ・そう考えると、（出席して頂いている）東京電力に代表でという訳ではないが、やはりまず RPS 市場ができていないと言えるし、次いで事業者に対するきちんとした説明が役所も含めて十分になされているのか疑問に思わざるをえない。
- ・そこで、先程安居室長からご説明があった 2 点を考えたい。1 つ目は、RPS 法は新エネを普及させる法律であるという目的についてで、2 つ目に法の形態として電気事業者に対して義務を課す法律だということだ。この時前者の新エネの普及という法的目的の方から、法の形態自体も考えて行かなければならないと思うし、単に電気事業者に義務を押し付けるだけのものではないのだろうと思う。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

- ・新設・既設の問題は我々としても悩ましいものである。法の目的からすると、先程安居さんもおっしゃった通り、本来新設を増やすものであるが、現状では対象となっているのはほとんどが既設であるという状況にあり、ここに今のこの法の矛盾がある。例えば現状で東京電力にとっては、契約している大規模なごみ発電の事業者（自治体）がこれを熟知して、価格交渉が起きたら困ることになるだろう。一方自治体の市民の側からは、自治体の財政面を考えて、新エネ価値はもっと高く売れるはずだから高く売ってくれという意見もあるだろう。しかし、それはこの制度の趣旨ではないと思うし、我々としてもごみ発電は一旦横に置いておきたいと思っている。
- ・定義の問題で、小水力は何故 1000kW 以下になったか、既設の地熱は何故はずされたかという点は、既設を外そうということを定義の所で言ったとも言える。ただ、ごみ発電は外しきれなかったというか、触れないようにそっと置かれた腫れ物のような問題となった。その辺りの定義の問題と、新設・既設の問題を、もっと丁寧に議論しておかないと、これから解決できないと思う。
- ・先程、法制局が法の下に差別できないと言うという意見があった。我々も策定過程の議事録を情報開示して読んでみると、一方で新エネ部会を開きながらも法制局とのやり取りでほとんど決まっているんじゃないかと思ったものだ。なお国際的には、グランドファザリングや経過措置があるのは当然といえる。
- ・ごみ発電の問題は定義も錯綜してかなりややこしいので、定義の問題を整理する必要がある。一方で小水力・地熱に関しては定義から外れたが故に、現状で非常にマイナスを背負っている部分がある。ところが、そこに余りプラスの経済的恩恵を与えるのも良くないだろう。そこには、経過措置的な、厳しすぎず恩恵を与えすぎない措置があって当然だと思う。
- ・また、一方でごみ発電の定義の問題がある。今現状でこれが直ちにすべて外れると、東京電力・関西電力・中部電力など非常に困ると思う。そういったものも含めて非常に丁寧に議論して行かなければならない。その一端がこのアンケート結果に現れていると思う。
- ・もう一点、先程の堀さんの発言に戻ると、先程の提言書の説明で飛ばしたが、P.4 の GEN の認識の「第 4 に」という部分で、何故自然エネルギーの普及政策が必要かに対して、大きく 2 つの理由を挙げている。第 1 は環境影響などの外部費用を内部化するため。これだけだと、太陽光でも風力でも共通のコストになってしまう。第 2 番目は、各自然エネルギーの成熟度に差があるし地域の差もあるので、それぞれの自然エネルギーを普及させるには初期需要の拡大が必要であるということだ。この初期需要の拡大でコストを引き下げるという点では、歴史的に見てもドイツ・スペイン・デンマークなどの例が示しているように、固定価格制度の方がより有効だと我々は考えている。（堀さんが先程言われたように）ある数字（価格）を設定すれば、事業者はそれを受けてベストを尽くすということだ。マイケル・ポーターによると、日本の産業政策はことごとく失敗しているが、成功している唯一の例外はファクシミリだという。このファクシミリについては、様々な偶然が重なって、上手い具合に初期需要の拡大が政策的にプッシュされた。それにより世界をリードする産業に育った。つまり、初期需要の創出が非常に重要だということである。手法としての正当性をご紹介させて頂いた。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ありがとうございました。その他にコメント等ございますでしょうか。

岡崎 時春（FoE Japan 代表理事）

- ・若干この場の議論からずれるかもしれないが、今、皆さんが新エネルギー・自然エネルギーのコストに関して議論されているので、もっと長期的な展望に立った自然エネルギーのコストについて、GENに取り入れて頂けないかと思い発言させて頂く。
- ・私たちは、先日、途上国から見た長期的な温暖化政策の枠組みに関する国際ワークショップを開いた。2013年以降の枠組みで何が一番問題になるか、それは、今まで先進国が地球を汚してきたものを回復することを途上国は強く要求していることである。
- ・従って、次の温暖化の規制の枠組みに途上国が乗るためには、今まで途上国が温暖化によって被っている被害、例えば海面上昇や砂漠化などに対し、先進国が途上国に資金提供して行くことが求められている。また、中近東も先進国に対して資金提供を求めている。
- ・この金額は、例えば、2050年までに摂氏2度の温度上昇で抑えられとしても、2兆ドルないし3兆ドルと言われている。これを先進国から途上国へ渡さなければならないことになる。その際、それをどうやって先進国から取り立てるかということを考えると、その国のCO2排出量とか、自然エネルギーへの転換スピード等を基準とするということが、今既に議論されている。
- ・日本はこのような世界の議論に対して遅れている。世界の議論を睨んで、いったい日本は適応のためにどれくらい負担をしなければならないのかということを押さえつつ、自然エネルギーの将来的な20年先のコストを研究して行かなければならない。つまり、今まで外部化してきたCO2などの環境コストを内部化していく中で、石油に依存した電力は相当高くなるはずである。
- ・世界の温暖化防止の枠組みに途上国を含め世界全体を入れて行くためには、そういった資金を先進国から入れる必要がある。そこで何らかの基準に基づき、ヨーロッパは自然エネルギーへの転換が進んでいるので負担は少なくし、（自然エネルギーへの転換が遅れている）アメリカ・日本に高い負担をかけるという案が出ている。
- ・つまりこれらを考慮すると、固定価格制は決して高くないと言えると思う。この分野を番外編でも良いので、GENで研究して頂ければと思う。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ありがとうございました。この岡崎さんの議論は、私たちが関わっているもう一つの団体の環境エネルギー政策研究所の方で、京都議定書の第2約束期間の議論や途上国の問題等を考慮しつつ、シナリオ等含めて自然エネルギーを国際的な政治の場でどう考えていくかということに取り組んでいるので、むしろそちらに関わると思う。
- ・それでは、先程の金田誠一さんと同じく、自然エネルギー促進議員連盟の産みの親の一人で中心的に活動しておられる福島瑞穂さんがいらっしゃっているので、コメントを頂けたらと思う。

福島 瑞穂（社民党 参議院議員）

- ・7年前に自然エネルギー促進議員連盟ができ、会長は産みの父たる橋本龍太郎さんであった。私も、またもう一度議員連盟を頑張っていきたいと思っている。自然エネルギーを促進することが、雇用・産業・環境・自然、あらゆる面からいいことだと考えて頑張ってきた。今回事業者の方から聞

いた話を踏まえ、是非国会の中で頑張っていきたいと考えている。

- ・本国会では、原子力発電に関して、放射性廃棄物の裾切りの法案と、再処理のバックエンドの費用に関する法案とが国会に上程され議論される予定となっている。私自身、再処理のバックエンドの莫大なる 19 兆円以上の費用のほんの少しでも自然エネルギーに回したら、地球環境・雇用・産業のためにも大変良いと考えている。
- ・日本弁護士連合会もドイツに行って視察し、自然エネルギーが非常に進んでいるとする調査結果も聞いており、また中国でも自然エネルギー促進が進んでいると聞いている。日本は何故進まないのかということがあり、政治の場面でもっと頑張っていきたいと考えている。
- ・先日参議院の予算委員会で、愛地球博の 1 ヶ月前の視察を行った。そこでは、京セラと三菱重工の太陽光パネルを大きく出しており、打ち水の理論や木材を使った廊下などがあったが、これは輸入材であるので、何故国産材ではないのかと皆怒ったりしたが、一つのプレゼンテーションとして太陽光パネルが非常に目立っていた。それならばもっと、政治・行政・NGO・自治体、そして事業者の場で取り組む必要がある。特に先程も発言があったように自然エネルギーがリスクだと言われるのは非常に残念なことなので、政治の場面でもう一度新規まき直しで頑張っていきたいと思う。よろしくお願い致します。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ありがとうございました。
- ・愛知万博の開催中に、環境省がエコアジアという会議を開催するのだが、6 月の 3・4・5 日のエコアジアの日程の中で、昨年ドイツ・ボンの自然エネルギー 2004 に参加した日本の国会議員の方々が中心になり、アジア太平洋、アメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドも含めたアジア地域の国会議員の方々を招待し、自然エネルギーの国際会議を岐阜県の長良川で開催する。これには、先程の環境エネルギー政策研究所と GEN で事務局を担当し、色々と計画している。そちらについても、国会議員の先生方、あるいは今日、色々な事業者の方々いらっしゃっているので、ご協力頂ければと思う。
- ・原子力の 19 兆円の所では、多くの方がうなずいておられた。先程も「原子力にどうしてもそんなにお金を」という意見が市民から出ていた。今国会では原子力のバックエンドの話が大きな議論になると思われるので、そちらの方も福島さんに頑張って頂きたいと思う。その他、議論等あるか。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・まだ多少時間あるので、折角であるし、まだ発言されていない方々は如何。

青柳 聡史（東京農工大学大学院）

- ・何も知らない研究者の視点であり、的を得ているか分からないが発言する。少し前の議論で、風力発電事業者の方が、完全に買い手市場で買い叩かれて死にそうだというようお話されていたが、それは制度設計の時点でなぜ予測できなかったのか、非常に不思議なところだ。
- ・自然エネルギーの事業者がこのような価格でしか買ってもらえない状況というのは、市場が買い手市場であれば当然であろう。単純に考えてみても、クレジットの買い手が非常に規模が大きく十数社しかないという状況であれば、普通に考えれば買い手市場となりそこにマーケットメカニズムが

- 働かないというのは、当然だろうと思う。何故 RPS 法を考えた時点でそこを考慮しなかったのか。
- ・私は単純にそう考えてしまうのだが、こういった原因で現状の一方的な買い手市場となってしまったのかについて、担当官庁としてどう考えるか室長からお願いしたいと思う。

安居 徹（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室室長）

- ・新しく入った制度なので「経過措置期間」という考え方が取り入れられている。習熟や先に行って大きく増やす準備等のために、初めのうちは義務量（目標値）を低めに設定し徐々に上げ、後半でぐっと上げて行こうということだ。従って、最初は意図的に低めの義務量として、後半 6 年目ぐらいから急カーブで上がり、2010 年には 122 億 kWh になる。この数字は、新エネ事業者の皆さんからすれば「非常に低い」という評価であり、義務のかかる電気事業者の皆さんから見れば「そんなにたくさん」という数字だと思われ、この目標値自体はそういう双方の意見の真ん中をとったような数字になっている。
- ・従って、最初の数年は目標値を低めに設定しているので、RPS 価値（クレジット）の値段はそう高くはならない、ということは予想されていたのではないかと思う。だが、2010 年に向けて義務量のカーブが上がっていく段階においては、事業が回る程度の RPS 価値になっていくのではないかと考えている。

青柳 聡史（東京農工大学大学院）

- ・それは何か根拠なる試算があるのか。

安居 徹（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室室長）

- ・試算はないが、色々な話を総合して、そうではないかということである。

可児 浩一郎（日本風力発電協会 事務局長）

- ・少し誤解されている部分があるかもしれないので付け加えるが、私が先程申し上げたのは、RPS 法だけが原因だとは言っていない、様々な理由の中の一つとして RPS 法があるかもしれない、ということだ。
- ・先程、「優先接続」というのは非常に難しいというお話あった。去年・一昨年と、電力会社全体で 40～50 万 kW の募集があったのに対して、250 万 kW 以上の応募があった。普通に考えれば、これらを優先接続してしまえば、2010 年の風力発電の設備容量の目標の 300 万 kW なんてものはあっという間に達成できていた。もちろん様々な周波数の問題、系統連系の問題あると思うが、少なくとも新エネルギーの供給面では、目標量は達成できるのである。
- ・RPS の一つの欠点は、2010 年に 1.35%という目標値が余りにも低いところに抑えられてしまったために、ほとんどの電力会社、特に北海道・東北では、今のままで簡単に目標が達成できてしまうということだ。そこに対して北海道・東北だけでも 200 万 kW ものプロジェクトが待っているのが過当競争となり、結果的に需給バランスが完全にくずれたということがあると思う。そこで負ける奴が悪いんだと言われてしまえばそれまでだが、非常に不健全な状態にあるというのは事実だ。これは勿論、新エネ供給事業者側の悪さ（問題）もあると思う。

青柳 聡史（東京農工大学大学院）

- ・新エネ供給事業者側のコストの悪さ（問題）があるとすれば、ここをこう変えればそこまで過渡競争にならずに済む、というような条件などがあれば教えてほしい。

可児 浩一郎（日本風力発電協会 事務局長）

- ・先程申し上げたように、固定価格制の方が意味での健全な競争ができる。その中で如何に利益を多く出すかという競争になるからである。今の競争は、十数社の風車業者、その子受け・孫受けまで含めて何十社が、幻想を持ってこれから風車がいいんじゃないかと思って参入したので、本当に過渡競争してしまった。ですから、固定価格制である方が健全な競争ができるだろうと思う。
- ・ただ、今さら固定価格制には行かないだろうなという関係業界の常識みたいなものがあるので、そうすると RPS 法の中でいかに良い改革をするかということであり、それは下限価格の設定ではないかという気がしている。

堀 俊夫（株式会社グリーンパワーインベストメント）

- ・経産省の方の質問にあったのと、今の可児さんの発言に関して言うと、ランニングコストの補助に関して、普通の固定枠制とどう違うのかという問題点は、風力発電が伸びるか伸びないかということの鍵になる。
- ・私は 20 年程ずっと風力発電に関わっているのだが、どこの国も最初から固定枠制をやっている所は余りなく、どこも最初は固定価格制を行った。というのは、やはり風力発電というものは再生可能・持続可能であり、クリーン・グリーンで良いものとして育てようとして、固定価格制が良いとした訳である。
- ・どうして、ランニングコスト補助・固定価格制が良いかというと、ある価格で買ってもらえるということになれば、我々事業者としては、その価格をもとに自分たちで事業コストの目安を立てて、時間を費やして資源を開発することができるからである。
- ・ところが、競争入札ならまだしも、おみくじのような抽選だとそれが出来ない。我々は何のために営業・開発努力をするのか、くじ運を強くなるためか、そうではない。
- ・基本的に固定価格制なら、自分たちでお金をかけ、努力をし、事業をやっていこうということが選べる。ところが、固定枠制だと、当然ながら、一般的にコマーシャリズムで大きなところが勝つ、もしくは良いサイトを押さえたところが勝つ。そういう面で風車を 1 ヶ所に 1~2 本立てている所があるが、そういう所はどうしてもコストが高くついてしまい不利になる。
- ・本当の背景は、クリーンエネルギーを育てるのか育てないのか、突き詰めればそこに日本の施策があるかないのかと、ということになると思う。（日本のように）市場メカニズムと称して最初から固定枠制でやるということは、非常に問題を含んだ出発点になっていると思う。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

- ・先程、3 年前の RPS 法策定時の、立法化プロセスについて質問があったが、当時の関係者は、実は私とか堀さんくらいで、ほとんどここにはいない。安居さんも中島さんも当時は違った。
- ・あの当時 GEN としても、市場の流動性は出ないということは指摘をした。現実には当時は、まず法制化ありきであり、新エネ部会でもその下の小委員会でも議論は行われていたが、実態は法制局

とのやり取りで決まっており、法制局の中で法律が通らないと新しい枠組みが作れないということだった。

- ・例えば最初は証書取引の導入なども検討されていたが、法制局から証書取引を含む法律を作るのは非常に難しいとされた。そして今回は結局、石油ショック当時の石油備蓄の枠組みに倣った枠の取引という非常に奇妙な取引が入るなど、法制局とのやり取りでかなりの部分が決まっている。本来、市場の流動性だとか、先程の目標値・義務量のカーブであるとかについて、きちんとした試算を基に、これだとかこういう価格になって経過調整率の数字や期間はこれくらい必要だとか、検討すべきだった。しかし、新エネ部会などの表の舞台では、これらについて事実上全く議論されなかったというのが現実であった。
- ・今中国で、自然エネ促進法が去年の 12 月 24 日に最新のドラフトが出て、今年の夏までに成立し、その後政省令とかを決めて行く予定である。こちらは、我々の数年前の議論に比べるとかなり真面目に議論されている。中国の枠組みは、発電事業者に対しては RPS 義務、なおかつ自然エネルギー事業者に対しては固定価格制度という、彼らに言わせると RPS と固定価格制の「いいとこ取り」をしているとのことだ。2010 年までに多分電力量で 5%、電源設備で 10%で 6000 万 kW、2020 年には 1 億 2000 万 kW を目指すとしている。
- ・一部にそれは現実ではないという意見もあるが、先日、京都で行った我々のワークショップでは、中国の政府関係の研究者と中国にいる研究者の両方が、これは非常に現実的な数字であるとしていた。制度の設定を作り込みの段階で、蓄積された国際的な知見を踏まえ、しっかりした合理的・学問的な基礎を持って、負担のあり方等も含めて緻密にやって行く必要がある。

青柳 聡史（東京農工大学大学院）

- ・GEN としては、市場の流動性がないということは当時から認識していた。これからも市場の流動性が確保できないと思われるので、固定価格制を提案したということか。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・そうである。

青柳 聡史（東京農工大学大学院）

- ・今の事業者の方のお話を聞いても市場の流動性が確保されてないということは現実から証明されていると思うが、エネ庁としては市場の流動性を確保して行くことについてこれからどうして行くお考えか。

安居 徹（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室室長）

- ・それは、これから義務量が上がっていく中で、義務量の大きい中 3 社、東京・中部・関西電力は、我々の見込みによると、自社の域内だけで新エネルギーを賄うことが非常に難しくなってくると思われる。RPS のスキームにおいてこれから義務量が上がってくる中で、中 3 社は RPS 価値を買わざるを得ない状況となり、ある程度の市場が流動性が出てくるのではないかと考えている。

青柳 聡史（東京農工大学大学院）

- ・そう思うのは自由だが、調査予算なりがあると思うので、それを私たちのような大学の研究室等に費用を投げて頂ければ、それなりの分析ができる。数値を含むしっかりした根拠がないと説得性が余りにもないので、その点については是非お考えになって頂きたいと思う。

中島 恵理（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室）

- ・資源エネルギー庁の中島です。その意見についてだが、こちらでも様々な調査を行っている。今後どのように新エネルギーが増えていくのかについて、各電力会社管内で 2010 年に向け、どの程度ポテンシャルがあるのか、計画があるのか、また資源ポテンシャルがあるのかについて、毎年調べている。
- ・現段階では確たる数値は調査中であり今日お出しすることはできないが、今後見直し作業の中で、そういった数値も出していけるよう現在調査している。なので（先程の安居室長の発言は）そういったことを踏まえての発言だったとご理解頂きたい。

吉田 恵一（東京電力株式会社企画部調査グループ）

- ・今の発言に対してだが、電気事業者の立場から申し上げたい。
- ・現段階で市場が機能していないのではないかという点については、安居室長が先程言われたように期間について分けて考えなければならないだろう。
- ・RPS の本来的な機能が出てくるのは、やはり 2008・09・10 年の義務量が上がっていく所であると考え。そこでは我々としては、義務量の達成が厳しくなってくることは間違いないので、決して「買い手市場」にはならないと思われるし、厳しい状況となることを見越しての今から自社開発も検討しているということだ。
- ・それならば新エネルギーを育てるために、最初から義務量を大きくすれば良いではないか、という意見はあると思う。だが、発電設備の準備は何年かリードタイムが必要であるし、いきなり大きな義務量というのは我々としても厳しい話であるので、経過措置を設けて頂いている。そういう意味で、2008・09・10 年の頃を見て頂かないと、RPS の真価は分からないのではないかなと思う。
- ・市場が本当に機能するかどうか検証してはどうかという指摘があったが、エネ庁もその面で調査をされている。ただ、調査が行われても、電力会社として、例えば目標量を達成するため自社で発電するか買ってくるかなどについて、余り手の内を見せると市場でプレイするのが難しくなる点があるので、出せる情報と出せない情報があることはご理解いただきたい。今のところは全国的に見てクレジットが余っている状態であるが、2008・09・10 年にはかなり厳しくなっていくのではないかと我々としては考えている。
- ・先程堀さんが日本の場合いきなり固定枠制になったと言われたが、RPS 以前から風力発電については、ボランティアなものではあるが電力会社による、11 円とか 12 円といったレベルでの固定価格での買い取りの仕組みがあった。また、太陽光については固定買い取りの仕組みが今でも続いている。自然エネルギーに対して優遇した買い取り制度を設けていたと言える。
- ・RPS が導入され、各電力とも買い取り価格に対してシビアになってきている。その結果価格交渉が厳しくなり、値段が下がってきているが、今後目標量が上がっていけばこの状況は変わって行く可能性があると考えている。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・今回エネ庁からは、市場が厳しい状況があれば3年と言わず見直すという考えもあり、そのための調査もしているという発言があった。電力会社からは、今は買い手市場というご批判はあるが売り手市場に変わって行くのではないかと、という発言があった。自然エネルギーの事業者にとっては、非常にいい回答があったといえる。
- ・そろそろ終了なので、最後は、代表の飯田に今回のまとめを言ってもらおうと思う。この検証委員会で出させて頂いた提言書は、まだ提言案という形であり、これから、様々な皆さんからのご意見を踏まえ、自然エネルギー事業者や電力会社、資源エネ庁などとディスカッションを重ね、より良いものにしていきたいと思っている。
- ・今年度（2004年度）のRPSの結果が出たら、また検証委員会という形で皆様のご参加を仰ぎ、ディスカッションしたいと考えている。それでは、飯田からのまとめで最後にしたいと思う。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

- ・今回は、久しぶり・半年振りに、検証委員会を開いた。いよいよ法改正の検討が始まるということで、議論の口火を切れたのではないかなと思う。今後我々としても来年度以降もこういった場を設けて、議論を皆さんと重ねて行きたいと考えている。
- ・前回のこの新エネ利用特措法策定の際は、議論のベースがなく、電力会社は、どんな規制がかかるんだろうと暗中模索であった。エネ庁も法律を作るのが精一杯であり、「小さく産んで、大きく育てる」と言っていた。皆手探りで、法律だけはできたというものであった。
- ・今回の法律見直しの議論では、是非一定のベースを基に、自然エネルギーの拡大によって持続可能な社会と地球温暖化防止があるという共通の建設的・前向きな視線のもとで、負担と利益を分かち合えるような制度作りを共に議論できればと思う。それでは、今日はどうもありがとうございました。

以上